

# 偽装 議会改革度ナンバーワンの 町田市議会!!! その3

町田市情報公開条例に基づいた情報公開入手資料(以下 情報公開入手資料)で町田市議会が「虚偽の回答をしている」と判断した質問項目は、早稲田大学マニフェスト研究所調査アンケートでは16項目、日本経済新聞社調査アンケートでは16項目に上ります。

前回の草の根ニュース No. 32「議会報告会」、No.33「議会の政策立案機能の目安として政策条例を提案し制定した件数」のほかに、「議会での討議方法」についても、虚偽の回答をしています。

以下は質問項目、★ 議会の回答の全文と、草の根のコメントです。

● は虚偽回答です。

## 早稲田大学マニフェスト研究所アンケート

No.52 質問 議会での討議方法整備状況について、導入と実績の有無をご回答ください。反問権、一問一答および議員間討議 について。

- 選択肢
- ・実施している
  - ・導入しているが実施していない
  - ・導入していない

- ★回答
- |       |         |
|-------|---------|
| 反問権   | 実施している● |
| 一問一答  | 実施している○ |
| 議員間討議 | 実施している● |

《草の根コメント》(議会運営の改善・討議内容の深化)

「導入」とは、何らかの制度があるか、という設問であり、町田市議会の議会運営についての規則等には「反問権」についての規定はなく、実績もない。

したがって、「実施している」は虚偽回答。

なお、例外的に委員会での請願の審議の際のみ議員間討議は実施している。

同時期の「日経新聞」の同じ設問では以下のように「反問権は実施していない」と(正直に?)回答している。(Q23) 同じく議員間討議についても正直に実施していないとしている。(Q24)



## 日本経済新聞社・産業地域研究所アンケート

Q23 質問 本会議での執行部の反問(質問の主旨の問い直し)や反論をみとめていますか。(1つだけ)

- 選択肢
1. 条例、会議規則等で反問及び反論を認めている
  2. 条例、会議規則等で反問に限って認めている
  3. 慣例として反問を認めている
  4. 認めていない

★回答 4. 認めていない○

### 《草の根コメント》

早稲田大学マニフェスト研究所の質問 No.52 では反問権は実施している●となっている。こちらの調査には、正直な回答。

Q24 質問 執行部提案に対し議員相互で質問・意見を交わす自由討議を制度として規定していますか。あてはまるものを選択してください。(1つだけ)  
※ここでいう自由討議は、本会議での採決前の賛成討論・反対討論を含みません

※わざわざ、日経新聞・編集部より以下の回答上の注意点がついている

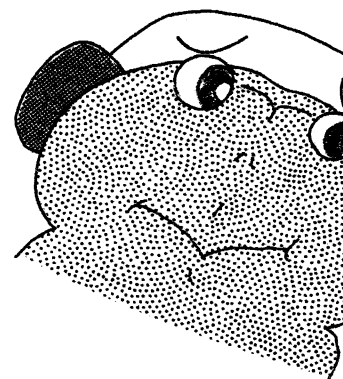
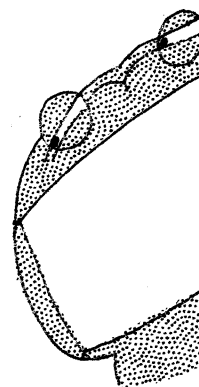
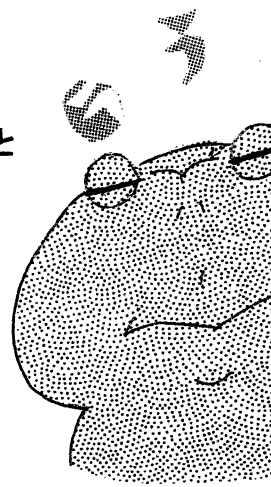
注記4…自由討議とは、議会在議題についての議会としての結論を出すために、執行部への質疑ではなく、議員同士で自由に意見を述べ合うこと。単に感想を述べることや雑談することではなく、あくまで議案や政策をめぐる議員間の議論であること。

- 選択肢
1. 議会基本条例で規定している
  2. 会議規則で規定している
  3. その他で規定している
  4. 規定していない

★回答 4. 規定していない○

### 《草の根コメント》

規定はないので、正直な回答



Q25 質問 以下の a)～f) の会議で、自由討議(本会議での賛成討論・反対討論を除く)をしていますか。また、それは議事録に残していますか。(それぞれいくつでも)

選択肢 自由討議をしている/討議を議事録に残している/自由討議をしていない

- a) 本会議
- b) 予算に関する委員会
- c) 予算以外の常任委員会
- d) 議会運営委員会
- e) 予算以外の特別委員会
- f) 全員協議会

★回答

- a) 本会議 自由討議をしている● 討議を議事録に残している●
- b) 予算に関する委員会 自由討議をしている● 討議を議事録に残している●
- c) 予算以外の常任委員会 自由討議をしている● 討議を議事録に残している●
- d) 議会運営委員会 自由討議をしている● 討議を議事録に残している●
- e) 予算以外の特別委員会 自由討議をしている● 討議を議事録に残している●
- f) 全員協議会 自由討議をしていない○

《草の根コメント》

『請願審査の際』以外、すべての場面で自由討議はしていない。

情報公開条例入手資料によると、平成24年(2012年)3月16日文教社会常任委員会での「町田市男女平等推進センター条例の一部を改正する条例」と「請願8号」の審議の際の議事録が根拠となっている。このあとのQ35の回答で示されている「2012年12月の定例会より、委員会の請願審査で議員間討議を開始。」とある。そのあとに「本会議ではすでに行っている」と回答している。

「本会議での議員間討議」は虚偽回答。

町田市議会の表現では『議員間討議』=自由討議のようだが、c)委員会における請願審査の場面以外では、自由討議をしていることを示す資料はない。

→  
ウラページ

◎詳しくは、『町田市政を考える会・草の根』のホームページをご覧ください!

<http://www.machida-kusanone.com>



また、a)本会議、e) 予算以外の特別委員会でも、自由討議をしていることを示す資料はない。d)議会運営委員会に至っては、2013年度13回開いているが、議会運営委員会の議事録はそのものがない！b) 予算に関する委員会は存在しない。

したがって、a)からe) はすべて虚偽回答。

### 《反問権》

議員は行政(執行部)に「質問すること」しかできません。

(能力?、勉強不足?)

行政(執行部)から質問への「反問」として質問の意味を訊かれたら答えられない。だから行政(執行部)の「反問権」は認められない。

### 《議員間討議》

議員と議員が政策をめぐって議論する気もないし、千カラも、ない。だから、議員間討議はできない。できるのは、行政(執行部)への質問だけ。

これがほとんどの市町村議会の現状です。

もちろん、議会改革(偽装)度、都内ナンバー1の町田市議会の現状もそ

の一つに過ぎません。



まだまだ  
つづく!  
ぎょうか  
つづく!!

